

期間入札による公売手続きの流れ

① 公売保証金の提供※「振込」のみ

【保証金の振込期限】 令和7年11月13日(木) 15:00まで (着金)

② 必要書類の提出

【必要書類の提出期限】

- ・A 郵送による提出の場合 令和7年11月14日(金) 17:00まで (入札書と併せて提出:必着)
- ・B 電子入札の場合 令和7年11月13日(木) 17:00まで

入札書等(上記②の書類)以外の必要書類

- 共通
 - ・ 公売保証金振込通知書兼払渡請求書
 - ・ 公売保証金の充当申出書
 - ・ 暴力団等に該当しない旨の陳述書
- 入札者が法人の場合
 - ・ 入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項
 - ・ 入札時の法人の役員を証する書面(※1)
(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の原本)
- 自己の計算において入札者に入札等をさせようとする者がいる場合(※2)
 - ・ 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項
 - ・ 自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項
- 陳述書に記載の者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の場合
 - ・ 宅地建物取引業の免許証等の写し
 - ・ 債権管理回収業の許可証等の写し
- 代理人が入札する場合
 - ・ 委任状
- 共同入札する場合
 - ・ 共同入札代表者の届出書
- 公売財産が買受適格証明書を要する農地の場合
 - ・ 買受適格証明書

【電子入札の場合】
国税庁公売情報ホームページ(<https://www.koubai.nta.go.jp/>)から、提出期限までに必要書類を作成し、電子署名及び電子証明書を付与した上、提出して下さい。
当所において提出された電子書類を確認した上、職員が入札情報登録処理を行います。不備等がある場合には補正・再提出をお願いする場合がありますので、十分に余裕を持った日程で提出をお願いします。

※1 登記情報提供サービスにて取得した書類は、法人の役員を証す

※2 「自己の計算において入札者に入札等をさせようとする者」とは、公売不動産を取得することによる経済的利益が実質的に帰属する者のことをいいます。
例えば、当初から公売不動産を取得する目的で第三者に公売不動産を取得するための資金を提供し、当該第三者がその資金を提供した者のために入札等をした場合におけるその資金を提供した者は、自己の計算において当該不動産の入札等をさせようとした者に該当します。

郵送による提出書類一式

【郵送による提出の場合】

封入

②の必要書類及び下記
③の封入済み入札書を併せて郵送用封筒に封入し、投函(期限必着)



③ 入札書等の作成・提出

【入札期間】 令和7年11月7日(金)～令和7年11月14日(金) (必着)

- ・A 郵送による提出の場合
入札書等提出書類の様式は、公売情報ホームページ「不動産詳細情報」画面からダウンロードしてください。

入札書



封入

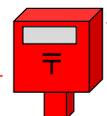
書面で入札書を作成し、内封筒に封入

糊付けして封をする!

入札書(共同入札書)提出用封筒

内封筒

※入札期間内必着!



投函

- ・B 電子入札の場合

国税庁公売情報ホームページ(<https://www.koubai.nta.go.jp/>)から、提出期限までに必要書類を作成し、電子署名及び電子証明書を付与した上、提出して下さい。





④ 開札

【開札日時】 令和7年11月18日(火) 10:00

最高価申込者の決定



最高価申込者の決定公告・通知書の送付

※沖縄国税事務所北那覇分庁舎の開札会場にて、電子入札機能を用いて行います(入札箱を面前で開錠する開札方法は行いません。)

⑤ 買受代金の納付※「振込」のみ

納付期限 令和7年12月9日(火) 15:00

売却決定

(着金)



「売却決定通知書」の送付

⑥ 権利移転手続

権利移転手続は、買受人からの必要書類到着後、順次行います。
(詳細は、「売却決定通知書」送付時に説明文を同封します。)

移転登記